

## 神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関指定要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の指定医療機関の指定について、必要な事項を定めるものとする。

### (指定医療機関の指定)

第2条 知事は、次の各号に掲げるいずれかの医療機関を指定医療機関として指定する。

- (1) 本事業における妊孕性温存治療を実施する医療機関（検体保存機関）として日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認（仮承認を含む）した医療機関のうち、第3条に定めるすべての事項を実施できる医療機関。
- (2) 本事業における温存後生殖補助医療を実施する医療機関として日本産科婦人科学会が承認（仮承認を含む）した医療機関のうち、第3条（第3号②から④までを除く。）に定める事項を実施できる医療機関。ただし、日本産科婦人科学会が医療機関を承認するまでの期間については、前号の医療機関のうち、温存後生殖補助医療証明書（神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱に定める第6号様式）を交付できる医療機関を温存後生殖補助医療実施医療機関として、指定することができる。

なお、2023年3月31日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、2022年4月1日から指定を受けていたものとみなすことができる。

2 他の都道府県知事が指定している指定医療機関は、本県の指定医療機関とみなすことができる。

### (指定医療機関の実施事項)

第3条 指定医療機関は、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 助成対象者への情報提供等  
助成対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行うこと。
- (2) 日本がん・生殖医療登録システムへの入力  
臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、定期的（年1回以上）に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保管状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力すること。  
また、対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報の入力が可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使用を促す。
- (3) 同意の取得  
助成対象者に対して、次のとおり同意を得ること。

- ① 妊孕性温存治療又は温存後生殖補助医療を受けること及び神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱第2条第6号で規定する国の研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、国の研究に参加することの同意を得ること。
- ② 妊孕性温存治療の対象者が未成年の場合は、原則として、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意が得られた者を対象とする。  
※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。
- ③ 妊孕性温存治療実施時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること。
- ④ 妊孕性温存治療実施時に未成年だった対象者が中学課程修了又は16歳となった時点で、国の研究への臨床情報等の提供について、説明を行った上で同意を得ること。

（指定医療機関の申請）

第4条 第2条第1項の定める指定を受けようとする医療機関は、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関指定申請書」（第1号様式）を知事に提出するものとする。また、指定医療機関の指定を受けようとする医療機関は日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会から本承認の結果（通知文書等の写し）を知事へ提出する。

- 2 知事は、前項の規定により申請があった場合は、前条第1項の要件に基づき、所要の審査を行い指定の可否を決定し、指定を行う場合は、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関指定通知書」（第2号様式）を当該医療機関に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 指定医療機関は、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関指定申請書」（第1号様式）の内容に変更があった場合は、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関変更届」（第3号様式）を知事に提出するものとする。

（指定の辞退）

第6条 指定医療機関は、指定を辞退する場合は、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関辞退届」（第4号様式）を知事に提出するものとする。

(指定医療機関の取消)

第7条 知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不相当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

ただし、令和3年度に日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設として指定を受けた妊孕性温存療法指定医療機関について、第2条第1項の定める指定に必要な手続きを取っている期間の間は取消を猶予することができる。

また、取消にあたっては、他の指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行うこととする。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、「神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業指定医療機関指定取消通知書」(第5号様式)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、2022年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、2026年5月13日から施行する。